

令和4年度一般競争入札による行政財産
(自動販売機設置場所) 一時貸付のご案内

1 趣旨

本件貸付は、行政財産(自動販売機設置場所)を川崎市母子寡婦福祉協議会が借受して、自動販売機設置事業者との間に自動販売機設置場所の一時貸付契約を締結するものです。

2 入札物件(一時貸付物件)

	施設名・所在地	最低手数料	年間消費電力量	貸付面積
①	幸区役所 1階(向かって左側) 幸区戸手本町1丁目11-1	売上の 20.000% (税抜)	1801~1900kwh (月額6,300円 税込)	0.78㎡
②	幸区役所 1階(向かって右側) 幸区戸手本町1丁目11-1	売上の 20.000% (税抜)	801~900kwh (月額2,900円 税込)	0.64㎡
③	中原区役所 1階 中原区小杉町3丁目245	売上の 30.000% (税抜)	501~600kwh (月額2,100円 税込)	0.96㎡

※年間消費電力量の件

令和5年3月までは指定の電力量でお願いします。ただし、記載の消費電力量より少ない場合は大丈夫ですが、令和5年3月までは同額の電力料金のお支払いとなります。

3 貸付期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

※ただし、契約期間満了1ヶ月前までに、解約の申出がなければ、更に1年間更新する。

4 貸付料(施設使用料)

1台 1ヶ月 2,700円(別途 消費税)

令和5年3月までの6ヶ月分(17,820円 税込)一括支払い

令和5年4月以降更新ならば1年分(35,640円 税込)一括支払いとなります。

5 電気料

自動販売機の年間消費電力量に応じ、川崎市が算出する額（実費相当額）請求書により一括支払い（令和5年3月までは6ヶ月分）となります。
令和5年4月以降更新ならば1年分を一括払いとなります。

※別添参照

6 入札日程

項 目	日 程
入札案内書の配布	令和4年7月15日（金）から
入札参加申込受付期間	令和4年8月24日（水）まで
開札	令和4年8月25日（木）
契約の締結期限	令和4年9月30日（金）

7 申込に必要な書類

- ①入札参加申込書

8 入札方法

- ①受付期間 令和4年8月24日（水）まで
- ②送付先 〒211-0067
川崎市中原区今井上町1番34号
一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会
- ③申込方法 入札参加申込書を同封して
一般書留若しくは簡易書留による郵送
又はご持参ください

9 開札の日時・場所

令和4年8月25日（木）午前10時
川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階
川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ 会議室

10 入札の結果

開札後、川崎市母子寡婦福祉協議会のホームページに掲載
落札者に郵送で連絡

11 落札者の決定

最低販売手数料以上の入札を行った方のうち、最高販売手数料をもって入札を行った方を落札者とします。

12 契約の締結

落札者は、令和4年9月30日（金）までに川崎市母子寡婦福祉協議会と締結していただきます。

13 お問い合わせ先

入札案内に関するお問い合わせ先は、次のとおりです。

一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会 電話 044-733-1166

入札参加申込書

(令和4年度一般競争入札による行政財産(自動販売機設置場所)一時貸付)

令和4年 月 日

(宛先) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

申込者 (入札者)	住所又は 所在地	〒	電話
	(フリガナ) 氏名又は 名称 代表者名		印

標記の一般競争入札に参加したいので、「令和4年度一般競争入札による行政財産(自動販売機設置場所)一時貸付の案内書」に記載された内容を全て承知の上、次のとおり入札します。

	物件場所	手数料率(税抜)
①	幸区役所 幸区戸手本町1丁目11-1 1階(向かって左側) 1801~1900kwh(月額 6,300円 税込) 0.78㎡(1台分)	売上の %
②	幸区役所 幸区戸手本町1丁目11-1 1階(向かって右側) 801~900kwh(月額 2,900円 税込) 0.64㎡(1台分)	売上の %
③	中原区役所 中原区小杉町3丁目245 1階 501~600kwh(月額 2,100円 税込) 0.96㎡(1台分)	売上の %

行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準

(平成27年1月19日付 26川財運第717号)
最近改正 令和3年7月15日付 3川財運第433号

この算定基準は、地方自治法第238条の4第7項による行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等を使用者に負担させる場合の算定方法について定めるものとする。

なお、地方自治法第238条の4第2項又は同法第238条の5第1項による貸付けに係る光熱水費等を借受人に負担させる場合についても適用することができる。

1 算定方法

光熱水費等については、次のとおり算定する。

- (1) 子メーターがある場合
市が支払う月額使用料×当月使用量(子メーター表示) / 当月使用量(親メーター表示)
- (2) 子メーターがない場合
市が支払う月額使用料×使用許可面積 / 建物の延床面積

2 電気料算定の特例

飲料自動販売機に係る電気料については、飲料自動販売機の年間消費電力量に応じ、飲料自動販売機1台ごとに次表のとおりとする。なお、適用する年間消費電力量は、各年度の4月1日時点(年度途中で使用許可を開始した場合は開始時点)の規格とする。

年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年間消費電力量 (kWh)	月額電気料 (うち消費税相当額) (円)	年額電気料 (うち消費税相当額) (円)
1 - 100	800 (72)	9,600 (872)	1,001 - 1,100	3,500 (318)	42,000 (3,818)
101 - 200	1,000 (90)	12,000 (1,090)	1,101 - 1,200	3,900 (354)	46,800 (4,254)
201 - 300	1,300 (118)	15,600 (1,418)	1,201 - 1,300	4,200 (381)	50,400 (4,581)
301 - 400	1,600 (145)	19,200 (1,745)	1,301 - 1,400	4,500 (409)	54,000 (4,909)
401 - 500	1,800 (163)	21,600 (1,963)	1,401 - 1,500	4,900 (445)	58,800 (5,345)
501 - 600	2,100 (190)	25,200 (2,290)	1,501 - 1,600	5,300 (481)	63,600 (5,781)
601 - 700	2,400 (218)	28,800 (2,618)	1,601 - 1,700	5,600 (509)	67,200 (6,109)
701 - 800	2,600 (236)	31,200 (2,836)	1,701 - 1,800	6,000 (545)	72,000 (6,545)
801 - 900	2,900 (263)	34,800 (3,163)	1,801 - 1,900	6,300 (572)	75,600 (6,872)
901 - 1,000	3,200 (290)	38,400 (3,490)	1,901 - 2,000	6,600 (600)	79,200 (7,200)

※ 使用許可期間に一箇月に満たない期間が発生した場合においても、日割計算は行わない。

3 その他

前1及び2によることが適当でない場合は、使用状況等を勘案し算定することができる。

附 則

- 1 この算定基準は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この算定基準の施行日前に使用許可を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この算定基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この算定基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この算定基準は、令和4年4月1日から施行する。

中原区役所 1階

